

社会福祉法人ゆう 役員等報酬及び費用弁償規定

第1条（目的）

この規定は、社会福祉法人ゆう（以下、「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき役員（理事・監事）及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条（定義）

この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 報酬等とは、報酬・賞与その他名称にかかわらず、職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- （2） 費用とは、交通費・旅費（宿泊費を含む）等の職務遂行に伴い発生する経費をいう。

第3条（報酬等の支給）

役員等の報酬は、無報酬とする。

第4条（費用弁償）

- 1 役員がその職務を遂行するために要する費用は、弁償することができる。
- 2 費用の弁償については、社会福祉法人ゆう「出張旅費規程」に基づき支給する。

第5条（改廃）

この規定の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

付則

この規定は、令和2年4月1日より施行する。